

大 個 審 第 1 1 号
(答 申 第 6 2 号)
平成 1 6 年 7 月 2 6 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 7 月 2 2 日付け雇対第 1 1 6 9 号で諮問のありました「障害者人材情報提供システムホームページ」における大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件提供に係る個人の情報については、収集の際に、あらかじめ本人に対し、提供の目的、提供する情報の種類、全ての情報が任意提供である旨、また、修正、削除等自己情報のコントロール権行使の方法など、「障害者人材情報提供システム」における個人情報の取扱いについて適切に説明し、明確な本人同意を確実に得ること。
- 2 本システムにおいては、職を求める障害者個人の情報がインターネットに掲載されることに鑑み、本人の特定につながる情報が提供されることのないよう、登録、更新、修正、削除等の内容について、事前に、府職員自らがチェックする仕組みを設けること。
また、本件において収集された個人情報を厳正に管理するとともに、当該個人情報を取り扱う者を限定すること。
- 3 本システムにおいて、情報の登録事務担当者の ID やパスワードの管理等システムの管理について規約を定め、登録事務担当者に周知徹底して確実にこれを運用するなど、本システムの業務におけるセキュリティ対策に万全を期すこと。
また、事業者のサーバを使用する場合は、個人の情報の漏えいや外部の者による情報の書き換え等が起こることがないように、個人情報保護のための必要な措置が講じられるよう十分留意すること。
- 4 個人情報の収集及び提供に係る情報のシステムへの登録など、本件における個人情報の取扱事務を事業者等に委託する場合は、当該事業者等において上記 1 から 3 の各事項の実施が徹底されるよう、実施機関において必要な措置を講じること。